

長 高 支 号 外
令和6年1月30日

居宅介護支援事業者 各位

長崎市高齢者すこやか支援課
課 長 前 田 裕 子
(公 印 省 略)

令和6年度以降の家族介護支援事業（介護用品の支給）の取扱いの決定について（通知）

寒冷の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、長崎市の福祉保健行政に御理解御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、厚労省から、本事業については第9期計画期間（R6.4.1～R9.3.31）についても地域支援事業（任意事業）として、第8期計画と同様の支給対象者及び支給要件とする旨の通知がなされました。

つきましては、長崎市の第9期期間中の取扱いについても、これまで同様の支給対象者及び支給要件を継続することとします。

なお、一旦、利用期間の終期を最長「令和6年3月31日まで」としていた決定内容については、従来の終期までに延長する通知を、各総合事務所から申請者あてに、3月中旬以降順次発送いたします。終期の延長にあたり、4月以降の期間分を再申請していただく必要はありませんので申し添えます。

1 注意点

- (1) 要介護認定期間の終了日が令和6年4月～令和6年6月の方は、認定期間まで事業利用が延長されます。
- (2) 要介護認定期間の終了日が令和6年7月以降の方は、6月まで延長されます。
- (3) 終期の延長月の翌月以降も利用対象者であり事業の利用が必要な方は、次の日程表を参考に、延長された月の翌月の月末から6開庁日前までに、継続申請を行ってください。

| 要介護認定期間の終了日 | 家族介護支援事業利用の有効期限 | 家族介護支援事業の継続申請受付締め切り |
|-------------|-----------------|---------------------|
| 令和6年3月31日 | 令和6年3月まで | 令和6年4月22日 |
| 令和6年4月30日 | 令和6年4月まで | 令和6年5月24日 |
| 令和6年5月31日 | 令和6年5月まで | 令和6年6月21日 |
| 令和6年6月30日 | 令和6年6月まで | 令和6年7月24日 |
| 令和6年7月以降 | 令和6年6月まで | 令和6年7月24日 |

- (4) 事業の対象ではなくなった場合の廃止届や事業内容に変更が生じた場合の変更届は必要です。（死亡または市外転居に伴う廃止は電話連絡のみで可能）速やかに提出をお願いします。

（裏面に続きます）

- (5) 今回の延長に係る各種通知は、申請当時の申請者あて（決定通知書）、及び指定事業者あて（納品依頼書）に発送されます。
- (6) 今回の決定通知書の写しは居宅介護支援事業者には発送しませんので、申請者宛に送付した通知をご確認いただきますようお願いいたします。

2 添付資料

地域支援事業（任意事業）のうち介護用品の支給に係る事業の第9期介護保険事業計画期間における取扱いについて

（令和5年12月22日 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 事務連絡）

大変お手数をおかけしますが、よろしく願いいたします。
ご不明な点がございましたら、下記までお尋ねください。

| |
|---|
| <p>（問合せ先） 長崎市高齢者すこやか支援課 総務係 古川、今村 電話 829-1146</p> |
|---|